
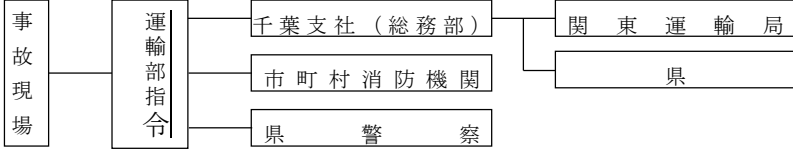


○千葉県地域防災計画【第6編 公共交通等事故編】

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行
防災対策課 災害情報室 公-2-8	指定公共機関に 指定されたため	<p align="center"><b>第2章 航空機事故災害対策</b> <b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>【別表1】 防災関係機関 <u>楽天モバイル(株)</u></p>	<p align="center"><b>第2章 航空機事故災害対策</b> <b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>【別表1】 防災関係機関 <u>(新規)</u></p>
東日本旅客鉄道 公3-4	名称修正	<p align="center"><b>第3章 鉄道事故災害対策</b> <b>第3節 応急・復旧計画</b></p> <p>2 情報収集・伝達体制 東日本旅客鉄道(株)千葉支社 <u>千葉総合指令室</u></p>	<p align="center"><b>第3章 鉄道事故災害対策</b> <b>第3節 応急・復旧計画</b></p> <p>2 情報収集・伝達体制 東日本旅客鉄道(株)千葉支社 <u>指令室</u></p>
防災対策課 情報通信管理室 公-3-4	防災電話番号簿 に合わせて修正	<p>東葉高速鉄道(株) 安全防災課 N T T 電話 047-458-0039 <u>運輸施設部電気区</u> <u>防災電話 500-9751</u> <u>防災F A X 500-9752</u> <u>N T T 電話 047-458-0127</u> <u>N T T F A X 047-458-0137</u></p>	<p>東葉高速鉄道(株) 安全防災課 N T T 電話 047-458-0039 <u>(新規)</u></p>
東日本旅客鉄道 公3-6	名称修正	<p>8 各事業者による応急・復旧対策 東日本旅客鉄道(株)千葉支社 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p> 	<p>8 各事業者による応急・復旧対策 東日本旅客鉄道(株)千葉支社 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】</p> 

担当部署名 ページ	修正理由	修正案	現行																		
危機管理政策課 支援室 公-4-5	災害救助法修正 のため	<p style="text-align: center;"><b>第4章 道路事故災害対策</b> <b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処 (2) 応急活動 イ 応急活動</p> <table border="1" data-bbox="472 403 1263 1134"> <thead> <tr> <th data-bbox="472 403 577 488">実施 項目</th> <th data-bbox="577 403 689 488">実施者</th> <th data-bbox="689 403 1263 488">実 施 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="472 488 577 754"></td> <td data-bbox="577 488 689 754">県</td> <td data-bbox="689 488 1263 754">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="472 754 577 1134">応 急 活 動</td> <td data-bbox="577 754 689 1134">市町村</td> <td data-bbox="689 754 1263 1134">           消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。            災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請 <u>(救助実施市を除く。)</u> 及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。         </td> </tr> </tbody> </table>	実施 項目	実施者	実 施 内 容		県	(略)	応 急 活 動	市町村	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請 <u>(救助実施市を除く。)</u> 及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。	<p style="text-align: center;"><b>第4章 道路事故災害対策</b> <b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処 (2) 応急活動 イ 応急活動</p> <table border="1" data-bbox="1303 403 2094 1134"> <thead> <tr> <th data-bbox="1303 403 1408 488">実施 項目</th> <th data-bbox="1408 403 1520 488">実施者</th> <th data-bbox="1520 403 2094 488">実 施 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1303 488 1408 754"></td> <td data-bbox="1408 488 1520 754">県</td> <td data-bbox="1520 488 2094 754">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1303 754 1408 1134">応 急 活 動</td> <td data-bbox="1408 754 1520 1134">市町村</td> <td data-bbox="1520 754 2094 1134">           消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。            災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。         </td> </tr> </tbody> </table>	実施 項目	実施者	実 施 内 容		県	(略)	応 急 活 動	市町村	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
実施 項目	実施者	実 施 内 容																			
	県	(略)																			
応 急 活 動	市町村	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請 <u>(救助実施市を除く。)</u> 及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。																			
実施 項目	実施者	実 施 内 容																			
	県	(略)																			
応 急 活 動	市町村	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び市町村では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。																			
薬務課 公-4-5	文言の修正	<p>(5) 広報 ※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」<u>「特定劇物」</u>、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。</p>	<p>(5) 広報 ※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」<u>「特定劇物」</u>、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。</p>																		